

有効利用評価方針 (改定案)

電波監理審議会

一 目的

この方針は、有効利用評価¹（以下「評価」という。）の単位及び区分並びに評価の事項、方法及び基準その他評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

二 評価の単位及び区分

1 評価の単位

評価は、2の評価の区分ごとに、次に掲げる無線局の種類²ごとに行うものとする。ただし、評価を効果的に行うため必要がある場合は、この限りでない。

（1） 電気通信業務用基地局³

（2） 電気通信業務用基地局以外の無線局

ア 公共業務用無線局⁴

イ 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局

2 評価の区分

評価の区分は、調査区分⁵と同一とし、300万メガヘルツ以下の周波数についての次に掲げる事項とする。

（1） 電気通信業務用基地局に係る評価の区分

ア 周波数帯⁶

イ 電気通信業務用基地局の免許人

¹ 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第26条の3第1項に規定する有効利用評価をいう。

² 法第26条の2第1項各号に掲げる無線局の種類をいう。

³ 法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。当該電気通信業務用基地局を通信の相手方とする移動する無線局においても必要な評価を併せて行う。

⁴ 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第2条第3号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったものに限る。

⁵ 法第26条の2第1項に規定する調査区分をいう。

⁶ 法第26条の2第1項第1号に規定する周波数帯として、300万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。

ウ 総務省令⁷に規定する事項

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価の区分

ア 周波数帯

イ 総務省令⁸に規定する事項

三 評価の事項、方法及び基準

総務大臣から利用状況調査⁹の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、評価の区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項により評価を行うものとする。

1 電気通信業務用基地局に係る評価は、当該電気通信業務用基地局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

ア 無線局の数

(ア) 電気通信業務用基地局の数¹⁰

(イ) 人口カバー率¹¹

(ウ) 面積カバー率¹²

イ 無線局の行う無線通信の通信量

⁷ 法第26条の2第1項第1号に規定する総務省令（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号。以下「調査等省令」という。））をいう。

⁸ 法第26条の2第1項第2号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

⁹ 法第26条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。

¹⁰ 開設計画（法第27条の14第1項に規定する開設計画をいう。）の認定の有効期間中の周波数帯又は開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯においては、計画値（認定計画（法第27条の15第3項に規定する認定計画をいう。）における値をいう。）を踏まえた評価を行う。

¹¹ 評価を実施する区域（以下「評価区域」という。）におけるメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第1項第2号に規定する2分の1地域メッシュをいう。）内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。

¹² 評価区域におけるメッシュの数に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）の数の割合をいう。

ウ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ 使用周波数の移行計画¹³

オエ 総務省令¹⁴に規定する事項（エに掲げるものを除く。）

(2) 評価の方法

評価の方法は、次に掲げる事項とする。

ア (1) アからウまでの事項は、定量的及び定性的に実績評価¹⁵及び進捗評価¹⁶を行うものとする。

イ (1) エの事項は、利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする。

ウイ (1) オエの事項は、1又は2以上の免許人の1又は2以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする¹⁷。

(3) 評価の基準

評価の基準は、次に掲げる事項とする¹⁸。

ア (1) アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間が満了している¹⁹又は開設計画の認定に係らない周波数帯に係る評価の基準

(ア) 実績評価の基準は、別紙1のとおりとする。

(イ) 進捗評価の基準は、別紙2のとおりとする。

イ (1) アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯に係る評価の基準

¹³ 1の周波数帯において、通信規格ごとに異なる周波数を使用している場合であって、電気通信業務用基地局の免許人が行う通信規格の変更に一定の期間を要するものとして、総務大臣が調査を行ったものに限る。

¹⁴ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

¹⁵ 相対的な基準又は絶対的な基準を使用して行う評価をいう。

¹⁶ 計画値又は前年度実績値（評価を行う年度の前年度の利用状況調査の結果における値をいう。）を踏まえた基準を使用して行う評価をいう。

¹⁷ 具体的には、①5G基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組を対象に評価を行うものとする。

¹⁸ 特に考慮すべき事情がある場合は、未評価（R）とする。

¹⁹ 評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了するものを含む。

(ア) 実績評価の基準は、別紙3のとおりとする。

(イ) 進捗評価の基準は、別紙4のとおりとする。

ウ (1) エの事項に係る評価の基準

(1) エの事項に係る評価は、次に掲げる事項を分析し、行うものとする。

(ア) 移行する周波数及び通信規格

(イ) 移行する周波数に係る電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率の年度ごとの見通し

(ウ) 移行に要する期間²⁰

エウ (1) オエの事項に係る評価の基準

(1) オエの事項に係る評価の基準は、別紙5のとおりとする。

オエ 全体の総合的な所見

(1) アからオエまでの事項の評価を踏まえ、免許人ごとに総合的な所見を述べるものとする。

2 公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

ア 無線局の数

イ 無線局の行う無線通信の通信量

ウ 技術導入状況

エ 総務省令²¹に規定する事項

(2) 評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア (1) アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

²⁰ 電波法の免許の有効期間が5年であり、再免許が保障されていないことを勘案し、移行する周波数に係る人口カバー率について、別紙1に示す最も低い人口カバー率の評価の基準を超えるために要する期間は、変更前の通信規格の利用を終了した時点から5年以内として評価を行うものとする。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮するものとする。

²¹ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

- イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行²²並びにデジタル化に向けた対応の状況
- ウ 評価結果に基づき総務省が策定する具体的な周波数の再編に関する取組（以下「周波数再編アクションプラン」という。）への対応の状況
- エ 使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効率的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）
- オ 使用している周波数に対する需要²²

3 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

- ア 無線局の数
- イ 無線局の行う無線通信の通信量
- ウ 技術導入状況
- エ 総務省令²³に規定する事項

(2) 評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

- ア (1) アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
- イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況
- ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況
- エ 周波数割当計画²⁴において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況
- オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向

²² デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）において、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

²³ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

²⁴ 法第26条第1項に規定する周波数割当計画をいう。

- 4 重点調査対象システム²⁵については、1から3までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。
- 5 1から4までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。
- (1) 電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性
- ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用
 - イ 非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用
 - ウ 国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用
 - エ 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用
- (2) 電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況
- 6 評価を行うため必要に応じて、免許人等に対し、次に掲げる事項その他の事項に関し、報告又は資料の提出を求めるこことその他必要な調査を行うものとする。
- (1) 電気通信業務用基地局に係る評価に必要な調査
- ア 各周波数帯の無線局の行う無線通信の通信量の状況及び2以上の周波数帯の周波数を使用して無線通信を行う場合における当該無線通信の通信量の各周波数への分配の状況
 - イ 免許人の電気通信業務用基地局に係る事業に関する電波の有効利用の方針
- (2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価に必要な調査
電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた課題や進捗状況

²⁵ 法第26条の2第1項に規定する総務省令（調査等省令）の規定による重点調査が必要なシステムをいう。

四 勧告

評価に関する事項に関し、総務大臣に対して必要に応じて勧告²⁶を行うものとする。

五 その他

電気通信業務用基地局、公共業務用無線局その他無線局における各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査、評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行うものとする。

六 施行期日

この方針は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）の施行の日（令和4年10月1日）から施行する。

初版 令和4年9月28日

改定 令和5年7月31日

改定 令和6年●月●日

附則（令和6年●月●日改定）

令和6年度の第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号）により割り当てられた周波数帯における開設計画の認定の有効期間中の評価については、改定後の第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和3年総務省告示第40号）により割り当てられた周波数帯の評価の基準を適用する。この場合において、脚注39中「5G普及開設指針第1項第18号」とあるのは「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号。以下「5G導入開設指針」という。）第1項第14号」と、脚注40中「5G普及開設指針第1項第19号」とあるのは「5G導入開設指針第1項第15号」と読み替えるものとする。

²⁶ 法第99条の13に規定する勧告をいう。

別紙1

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 6 GHz以下の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している全て6 GHz以下の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	計画値以上である。
D	計画値未満である。

2 人口カバー率

人口カバー率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯（4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1) 773MHzを超 803MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(2) 860MHzを超 890MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(3) 945MHzを超 960MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(4) 1,475.9MHzを超 1,510.9MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(5) 1,845MHzを超 1,860MHz以下 及び 1,860MHzを超 1,880MHz以下 ²⁷	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(6) 2,110MHzを超 2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(7) 2,545MHzを超 2,575MHz以下 及び	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満

²⁷ 東名阪区域（1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成17年総務省告示第883号）第2項第2号（二）に掲げる区域をいう。）に係るものに限る。

2, 595MHzを超える 2, 650MHz以下		100%未満	95%未満	90%未満	70%未満	
(8) 3, 480MHzを超える 3, 600MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

3 面積カバー率

面積カバー率に係る実績評価の基準は、相対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない**全て6GHz以下の周波数帯（4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯を除く。）**において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	周波数帯平均値 ²⁸ の110%以上である。
A	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	周波数帯平均値の70%未満である。

²⁸ 周波数帯ごとに利用状況調査の結果における各免許人の値を合計して免許人の数で除した値をいう。

4 基盤展開率²⁹

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯のうち、3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯における基盤展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1) 3,600MHzを超え 4,000MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(2) 4,000MHzを超え 4,100MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(3) 4,500MHzを超え 4,600MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

²⁹ 一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域ごとの二次メッシュ（陸上を含むものであって、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第2項の規定に基づき国が提供する基盤地図情報等のうち土地利用三次メッシュデータにおける土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみのもの（全部又は一部を組み合わせたものを含む。）又は人口が零の離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。）のみのものを除く。）のうち、一の周波数帯ごとの割当てを受けた帯域幅の全てを用いる基地局（屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれない場所に設置するものを除く。）であって、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の伝送速度が当該無線設備の信号速度と同等以上であるもののうち、当該基地局以外の複数の基地局と接続可能な基地局が開設されたものの総数を、当該管轄区域ごとの二次メッシュの総数で除した値をいう。

5-4 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない全て6GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

6-5 技術導入状況³⁰

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない全て6GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	評価区域内の全ての都道府県において、アからエまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア CA ³¹ イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO ³² 又はMassive MIMO ³³ ウ 256QAM ³⁴ 又はUL64QAM ³⁵ エ SA ³⁶
A	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入し、かつ、評価区域内の一部の都道府県において、エ又はその代替技術を導入している。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO

³⁰ 第3世代移動通信システム（3G）については、導入できない技術であるため、評価を実施しない（別紙2の一の5において同じ。）。

³¹ キャリアアグリゲーションのこと。2以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。

³² 1の陸上移動局への送信において複数の空中線を用いて送信を行う技術をいう。2MIMO、4MIMO又は8MIMOはそれぞれ、2、4又は8以上の空中線を用いて送信を行う場合のMIMOを指す。

³³ 1の陸上移動局への送信において多素子アンテナを用いて送信を行う技術をいう。

³⁴ 下り通信における256値直交振幅変調のことをいう。

³⁵ 上り通信における64値直交振幅変調のことをいう。

³⁶ 第5世代移動通信システム（5G）コアネットワークにより5G基地局を単独で動作させる方式のことをいう。

	<p>ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA</p>
B	<p>評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM</p>
C・B	<p>評価区域内の全ての都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術を導入し、電波を能率的に利用している。</p> <p>ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ UL64QAM又は256QAM</p>
D	<p>評価区域内のいずれかの都道府県において、ア又はイを満たしている。ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術のいずれも導入していない。</p> <p>ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO若しくは(ウ)UL64QAM若しくは256QAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入しているが、電波を能率的に利用していない。 イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO若しくは(ウ)UL64QAM若しくは256QAM又はそれらの代替技術のいずれも導入していない。</p>

7-6 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない**全て6GHz以下の周波数帯**（**4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯を除く。**）において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	2（人口カバー率）の評価がSS又はSである。
A	2（人口カバー率）の評価がAである。
B	2（人口カバー率）の評価がBである。
C	2（人口カバー率）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、2（人口カバー率）、 5-4 （無線局の行う無線通信の通信量）又は 6-5 （技術導入状況）の評価のうちいずれかがDである。

4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯における総合的な実績評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	4（基盤展開率）の評価がSS又はSである。
A	4（基盤展開率）の評価がAである。
B	4（基盤展開率）の評価がBである。
C	4（基盤展開率）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、4（基盤展開率）、5（無線局の行う無線通信の通信量）又は6（技術導入状況）の評価のうちいずれかがDである。

二 6 GHz超の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している6 GHz超の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の110%以上である。
A	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%未満である。
D	計画値未満である。

2 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る実績評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の5（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

3 技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の6（技術導入状況）の基準を準用する。

4 総合的な評価

評価	評価の基準
S	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がSである。
A	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がAである。
B	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がBである。
C	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、2（無線局の行う無線通信の通信量）又は3（技術導入状況）の評価のうちいずれかがDである。

別紙2

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 6 GHz以下の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率 (3,600MHzを超える4,000MHz以下、4,000MHzを超える4,100MHz以下及び4,500MHzを超える4,600MHz以下の周波数帯以外の周波数帯)

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない全て6 GHz以下の周波数帯 (3,600MHzを超える4,000MHz以下、4,000MHzを超える4,100MHz以下及び4,500MHzを超える4,600MHz以下の周波数帯を除く。)において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）ごとの基準については、付表1のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 ±3,000局以内	前年度実績値 -5,000局以上 前年度実績値 -3,000局未満	前年度実績値 -5,000局未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +1%超	前年度実績値 ±1%以内	前年度実績値 -5%以上 前年度実績値 -1%未満	前年度実績値 -5%未満

(3) 面積カバー率	前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 - 5 %以上 前年度実績値 - 1 %未満	前年度実績値 - 5 %未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、他の評価がA以上である。	前年度実績値を維持しているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもAである。	前年度実績値を大きく下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがBであり、他の評価がB以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +124局超	前年度実績値 ±124局以内	前年度実績値 -207局以上 前年度実績値 -124局未満	前年度実績値 -207局未満
東北	前年度実績値 +205局超	前年度実績値 ±205局以内	前年度実績値 -341局以上 前年度実績値 -205局未満	前年度実績値 -341局未満

関東	前年度実績値 +1,057局超	前年度実績値 $\pm 1,057$ 局以内	前年度実績値 -1,762局以上 前年度実績値 -1,057局未満	前年度実績値 -1,762局未満
信越	前年度実績値 +101局超	前年度実績値 ± 101 局以内	前年度実績値 -168局以上 前年度実績値 -101局未満	前年度実績値 -168局未満
北陸	前年度実績値 +70局超	前年度実績値 ± 70 局以内	前年度実績値 -116局以上 前年度実績値 -70局未満	前年度実績値 -116局未満
東海	前年度実績値 +355局超	前年度実績値 ± 355 局以内	前年度実績値 -592局以上 前年度実績値 -355局未満	前年度実績値 -592局未満
近畿	前年度実績値 +488局超	前年度実績値 ± 488 局以内	前年度実績値 -814局以上 前年度実績値 -488局未満	前年度実績値 -814局未満
中国	前年度実績値 +173局超	前年度実績値 ± 173 局以内	前年度実績値 -288局以上 前年度実績値	前年度実績値 -288局未満

			−173局未満	
四国	前年度実績値 +88局超	前年度実績値 ±88局以内	前年度実績値 −147局以上 前年度実績値 −88局未満	前年度実績値 −147局未満
九州	前年度実績値 +304局超	前年度実績値 ±304局以内	前年度実績値 −507局以上 前年度実績値 −304局未満	前年度実績値 −507局未満
沖縄	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 ±35局以内	前年度実績値 −58局以上 前年度実績値 −35局未満	前年度実績値 −58局未満

2 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超える4,000MHz以下、4,000MHzを超える4,100MHz以下及び4,500MHzを超える4,600MHz以下の周波数帯）

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している3,600MHzを超える4,000MHz以下、4,000MHzを超える4,100MHz以下及び4,500MHzを超える4,600MHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表2のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値 未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を非常 に大きく上回っている として、ア又はイの	前年度実績値を大き く上回っているとし て、ア又はイのいずれ	前年度実績値を上回 っているとして、(1)、 (2)及び(3)の評価がい	前年度実績値を下回 っているとして、(1)、 (2)及び(3)の評価のう

	<p>いずれかを満たしている。</p> <p>ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。</p> <p>イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がAである。</p>	<p>かを満たしている。</p> <p>ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。</p> <p>イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。</p>	<p>ずれもBである。</p>	<p>ちいずれかがCである。</p>
--	---	---	-----------------	--------------------

付表2 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +124局超	前年度実績値 +41局以上 前年度実績値 +124局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +41局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値 +205局超	前年度実績値 +68局以上 前年度実績値 +205局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +68局未満	前年度実績値 未満
関東	前年度実績値 +1,057局超	前年度実績値 +353局以上 前年度実績値 +1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +353局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 +101局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 +70局超	前年度実績値 +23局以上 前年度実績値 +70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +23局未満	前年度実績値 未満

東海	前年度実績値 +355局超	前年度実績値 +118局以上 前年度実績値 +355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +118局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 +488局超	前年度実績値 +163局以上 前年度実績値 +488局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +163局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値 +173局超	前年度実績値 +58局以上 前年度実績値 +173局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +58局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 +88局超	前年度実績値 +29局以上 前年度実績値 +88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +304局超	前年度実績値 +101局以上 前年度実績値 +304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +12局以上 前年度実績値	前年度実績値 以上 前年度実績値	前年度実績値 未満

		+35局以下	+12局未満	
--	--	--------	--------	--

3 基盤展開率（3,600MHzを超える4,000MHz以下、4,000MHzを超える4,100MHz以下及び4,500MHzを超える4,600MHz以下の周波数帯に限る。）

基盤展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している3,600MHzを超える4,000MHz以下、4,000MHzを超える4,100MHz以下及び4,500MHzを超える4,600MHz以下の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価及びその基準			
S	A	B	C
前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 - 5 %以上 前年度実績値 - 1 %未満	前年度実績値 - 5 %未満

4.2 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない全て6GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	帯域別トラヒック総量が前年度実績値以上である。
C	帯域別トラヒック総量が前年度実績値未満である。

5.4 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない**全て6GHz以下**の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、 又は (ウ)UL64QAM若しくは256QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値+10%を超えている。 イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、 及び (ウ)UL64QAM又は256QAM 及び (エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値-10%以上である。
A	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、 及び (ウ)UL64QAM 又は 256QAM 及び (エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。
B	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、 又は (ウ)UL64QAM若しくは256QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値-10%未満である。 イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、 及び (ウ)UL64QAM又は256QAM 及び (エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値-30%以上である。
C	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、 又は (ウ)UL64QAM若しくは256QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値-30%未満である。

二 6GHz超の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している6GHz超の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局ごとの基準については、一（6GHz以下の周波数帯）の2（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超える4,000MHz以下、4,000MHzを超える4,100MHz以下及び4,500MHzを超える4,600MHz以下の周波数帯））の付表2の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値を上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値を下回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 未満

2 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る進捗評価の基準は、一（6GHz以下の周波数帯）の3（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

3 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、一（6GHz以下の周波数帯）の4（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙3

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

① 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る実績評価の基準は、相対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の110%を超えている。 イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上である。

A	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、以下の条件を複数満たしている、又は、条件の範囲を上回っているものと条件の範囲を下回っているものがある。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数が、電気通信業務用基地局の数に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である。</p> <p>イ 人口カバー率が、人口カバー率に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、人口カバー率に係る周波数帯平均値の110%にあたる値が100%を超える場合は、周波数帯平均値±(100%-周波数帯平均値)以内とする。</p> <p>ウ 面積カバー率が、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。</p>
B	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、以下の条件を複数満たしている。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率又は面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の70%以上かつ△の条件の範囲を下回っている。</p> <p>イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の110%以下である。</p> <p>ウ 電気通信業務用の数基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち、1つが△の条件の範囲を満たしており、1つ以上が周波数帯平均値の70%未満である。</p>
C	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の70%未満である。</p> <p>イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、△の条件の範囲を下回っている。</p>

1 電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5G普及開設指針³⁷又は2.3GHz帯開設指針³⁸により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯）

電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5G普及開設指針又は2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表1のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	計画値+3,000局超	計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	計画値以上 計画値+1,000局未満	計画値未満
(2) 人口カバー率	計画値+5%超	計画値+1%以上 計画値+5%以下	計画値以上 計画値+1%未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSで	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

³⁷ 第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和3年総務省告示第40号）をいう。

³⁸ 2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和4年総務省告示第51号）をいう。

		<p>あり、他方がBである。</p> <p>イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。</p>		
--	--	--	--	--

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	計画値+124局超	計画値+41局以上 計画値+124局以下	計画値以上 計画値+41局未満	計画値未満
東北	計画値+205局超	計画値+68局以上 計画値+205局以下	計画値以上 計画値+68局未満	計画値未満
関東	計画値+1,057局超	計画値+353局以上 計画値+1,057局以下	計画値以上 計画値+353局未満	計画値未満
信越	計画値+101局超	計画値+34局以上 計画値+101局以下	計画値以上 計画値+34局未満	計画値未満
北陸	計画値+70局超	計画値+23局以上 計画値+70局以下	計画値以上 計画値+23局未満	計画値未満
東海	計画値+355局超	計画値+118局以上 計画値+355局以下	計画値以上 計画値+118局未満	計画値未満

近畿	計画値 +488局超	計画値 +163局以上 計画値 +488局以下	計画値以上 計画値 +163局未満	計画値未満
中国	計画値 +173局超	計画値 +58局以上 計画値 +173局以下	計画値以上 計画値 +58局未満	計画値未満
四国	計画値 +88局超	計画値 +29局以上 計画値 +88局以下	計画値以上 計画値 +29局未満	計画値未満
九州	計画値 +304局超	計画値 +101局以上 計画値 +304局以下	計画値以上 計画値 +101局未満	計画値未満
沖縄	計画値 +35局超	計画値 +12局以上 計画値 +35局以下	計画値以上 計画値 +12局未満	計画値未満

2 電気通信業務用基地局の数（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)及び(2)における総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5G普及開設指針又は2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数（屋外）	計画値+3,000局超	計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	計画値以上 計画値+1,000局未満	計画値未満
(2) 電気通信業務用基地局の数（屋内）	計画値+3,000局超	計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	計画値以上 計画値+1,000局未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAで	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

		あり、他方がA又はBである。		
--	--	----------------	--	--

3 電気通信業務用基地局の数（2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数（2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5G普及開設指針又は2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値+3,000局超	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	認定された開設計画を適切に実施しているとして、以下を満たしている。 計画値以上 計画値+1,000局未満	認定された開設計画を適切に実施していないとして、以下を満たしている。 計画値未満

4.2 5G高度特定基地局³⁹の数及び5G基盤展開率⁴⁰（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率に係る実績評価の基準は、相対的絶対的な基準とし、~~5G用周波数帯⁴¹（2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数を除く。）~~開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において、次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表2のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 5G高度特定基地局の数	計画値+1,000局超	計画値+500局以上 計画値+1,000局以下	計画値以上 計画値+500局未満	計画値未満
(2) 5G基盤展開率	計画値+5%超	計画値+1%以上 計画値+5%以下	計画値以上 計画値+1%未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)

³⁹ 第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号。以下「5G導入開設指針」という。）第1項第14号に規定する5G高度特定基地局及び第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和3年総務省告示第40号。以下「5G普及開設指針」という。）第1項第18号に規定する5G高度特定基地局をいう。

⁴⁰ ~~5G導入開設指針第1項第15号に規定する5G基盤展開率及び5G普及開設指針第1項第19号に規定する5G基盤展開率をいう。~~

⁴¹ ~~5G導入開設指針、5G普及開設指針及び2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和4年総務省告示第51号。以下「2.3GHz帯開設指針」という。）により割り当てられた周波数をいう。~~

	<p>常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。</p>	<p>きく上回っているとして、又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。</p> <p>イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。</p>	<p>評価がいずれもBである。</p>	<p>の評価のうちいずれかがCである。</p>
--	---	--	---------------------	-------------------------

付表2 総合通信局ごとの基準

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	計画値+204局超	計画値+102局以上 計画値+204局以下	計画値以上 計画値+102局未満	計画値未満
東北	計画値+167局超	計画値+84局以上 計画値+167局以下	計画値以上 計画値+84局未満	計画値未満
関東	計画値+92局超	計画値+46局以上 計画値+92局以下	計画値以上 計画値+46局未満	計画値未満
信越	計画値+62局超	計画値+31局以上 計画値+62局以下	計画値以上 計画値+31局未満	計画値未満

北陸	計画値+35局超	計画値+18局以上 計画値+35局以下	計画値以上 計画値+18局未満	計画値未満
東海	計画値+73局超	計画値+36局以上 計画値+73局以下	計画値以上 計画値+36局未満	計画値未満
近畿	計画値+68局超	計画値+34局以上 計画値+68局以下	計画値以上 計画値+34局未満	計画値未満
中国	計画値+86局超	計画値+43局以上 計画値+86局以下	計画値以上 計画値+43局未満	計画値未満
四国	計画値+56局超	計画値+28局以上 計画値+56局以下	計画値以上 計画値+28局未満	計画値未満
九州	計画値+136局超	計画値+68局以上 計画値+136局以下	計画値以上 計画値+68局未満	計画値未満
沖縄	計画値+21局超	計画値+10局以上 計画値+21局以下	計画値以上 計画値+10局未満	計画値未満

評価	評価の基準
S	周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率のいずれも、それぞれ周波数帯平均値の110%を超えている。

A	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、5G基盤展開率に係る周波数帯平均値の110%にあたる値が100%を超える場合は、周波数帯平均値±(100%-周波数帯平均値)以内とする。</p> <p>イ 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率のうち、一方が周波数帯平均値の110%を超えており、他方が周波数帯平均値の110%以下である。</p>
B	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率のうち、一方がAの条件の範囲を満たしており、他方がAの条件の範囲を下回っている。</p> <p>イ 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率のいずれもAの条件の範囲を下回っており、かつ1つ以上が70%以上である。</p>
C	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率のいずれも、周波数帯平均値の70%未満である。</p>

5-3 技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

(1) 5G用周波数帯以外770MHzを超え773MHz以下の周波数帯

評価	評価の基準

S	<p>アからエまでのうち複数の3つ以上の技術の導入率が50%を超える。</p> <p>ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA</p>
A	<p>アからエまでのうち複数の3つ以上の技術が導入されている。</p> <p>ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA</p>
B	<p>アからエまでのうち1つ以上2つ以下の技術が導入されている。</p> <p>ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA</p>
C	<p>アからエまでのいずれの技術も導入されていない。</p> <p>ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA</p>

(2) (1) 以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	<p>アからオエまでのうち 4つ以上複数の技術の導入率が50%を超えている。</p> <p>ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA</p>
A	<p>アからオエまでのうち 4つ以上複数の技術が導入されている。</p> <p>ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA</p>
B	<p>アからオエまでのうち 1つ以上3つ以下の技術が導入されている。</p> <p>ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA</p>

C	アからオエまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
---	---

6-4 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の全ての周波数帯において、次の（1）、（2）又は（3）に掲げる表のとおりとする。

（1）5G普及開設指針又は2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がSである。
A	1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がAである。
B	1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がBである。
C	1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）又は5（技術導入状況）の評価のうち、いずれかがCである。

（2）5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	2（電気通信業務用基地局の数）及び3（5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率）の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。
A	2（電気通信業務用基地局の数）及び3（5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率）の評価のうち、一方がSであり他方がB、又は一方がAであり他方がA若しくはBである。
B	2（電気通信業務用基地局の数）及び3（5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率）の評価がいずれもBである。
C	2（電気通信業務用基地局の数）、3（5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率）又は5（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

(3) 2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がSである。
A	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がAである。
B	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がBである。
C	3（電気通信業務用基地局の数）又は5（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

評価	評価の基準
S	1（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率）及び3（技術導入状況）の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。
A	1（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率）及び3（技術導入状況）の評価のいずれもAである。
B	1（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率）及び3（技術導入状況）の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。
C	1（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率）又は3（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

別紙4

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 電気通信業務用基地局の数及び、人口カバー率及び面積カバー率(5G用周波数帯以外の周波数帯)

~~5G用周波数帯以外の周波数帯に係る~~電気通信業務用基地局の数及び、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表1のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値 未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満

(4) 総合的な評価	<p>前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。</p> <p>イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がAである。</p>	<p>前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。</p> <p>イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。</p>	<p>前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもBである。</p>	<p>前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。</p>
------------	---	---	---	--

付表1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +124局超	前年度実績値 +41局以上 前年度実績値	前年度実績値 以上 前年度実績値	前年度実績値 未満

		+124局以下	+41局未満	
東北	前年度実績値 +205局超	前年度実績値 +68局以上 前年度実績値 +205局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +68局未満	前年度実績値 未満
関東	前年度実績値 +1,057局超	前年度実績値 +353局以上 前年度実績値 +1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +353局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 +101局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 +70局超	前年度実績値 +23局以上 前年度実績値 +70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +23局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 +355局超	前年度実績値 +118局以上 前年度実績値 +355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +118局未満	前年度実績値 未満

近畿	前年度実績値 +488局超	前年度実績値 +163局以上 前年度実績値 +488局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +163局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値 +173局超	前年度実績値 +58局以上 前年度実績値 +173局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +58局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 +88局超	前年度実績値 +29局以上 前年度実績値 +88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +304局超	前年度実績値 +101局以上 前年度実績値 +304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +12局以上 前年度実績値 +35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +12局未満	前年度実績値 未満

評価項目	評価及びその基準
------	----------

	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	計画値+3,000局超	計画値以上 計画値+3,000局以内	計画値-3,000局以上 計画値未満	計画値-3,000局未満
(2) 人口カバー率	計画値+1%超	計画値以上 計画値+1%以内	計画値-1%以上 計画値未満	計画値-1%未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。 のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

付表1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	計画値+124局超	計画値以上 計画値+124局以内	計画値-124局以上 計画値未満	計画値-124局未満
東北	計画値+205局超	計画値以上 計画値+205局以内	計画値-205局以上 計画値未満	計画値-205局未満
関東	計画値+1,057局超	計画値以上 計画値+1,057局以内	計画値-1,057局以上 計画値未満	計画値-1,057局未満

信越	計画値+101局超	計画値以上 計画値+101局以内	計画値-101局以上 計画値未満	計画値-101局未満
北陸	計画値+70局超	計画値以上 計画値+70局以内	計画値-70局以上 計画値未満	計画値-70局未満
東海	計画値+355局超	計画値以上 計画値+355局以内	計画値-355局以上 計画値未満	計画値-355局未満
近畿	計画値+488局超	計画値以上 計画値+488局以内	計画値-488局以上 計画値未満	計画値-488局未満
中国	計画値+173局超	計画値以上 計画値+173局以内	計画値-173局以上 計画値未満	計画値-173局未満
四国	計画値+88局超	計画値以上 計画値+88局以内	計画値-88局以上 計画値未満	計画値-88局未満
九州	計画値+304局超	計画値以上 計画値+304局以内	計画値-304局以上 計画値未満	計画値-304局未満
沖縄	計画値+35局超	計画値以上 計画値+35局以内	計画値-35局以上 計画値未満	計画値-35局未満

2 電気通信業務用基地局の数（5G用周波数帯）

5G用周波数帯に係る電気通信業務用基地局の数に係る進捗評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)及び(2)における総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5G用周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準
------	----------

	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基 地局の数(屋外)	計画値+3,000局超	計画値以上 計画値+3,000局以内	計画値-3,000局以上 計画値未満	計画値-3,000局未満
(2) 電気通信業務用基 地局の数(屋内)	計画値+3,000局超	計画値以上 計画値+3,000局以内	計画値-3,000局以上 計画値未満	計画値-3,000局未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画 を適切に実施してお り、かつ、計画値を 大きく上回っている として、(1)及び(2) の評価のうち一方がS であり、他方がA又 はSである。	認定された開設計画 を適切に実施してい るとして、(1)及び(2) の評価のいずれもA である。	認定された開設計画 を概ね適切に実施し ているとして、(1)及 び(2)の評価のうち一 方がBであり、他方 がB、A又はSであ る。	認定された開設計画 を適切に実施してい ないとして、(1)及び (2)の評価のうちいず れかがCである。

**2-3 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯5G用周波数帯
（2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数を除く。））**

5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表2のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 5G高度特定基地局の数	前年度実績値 +1,000局超	前年度実績値 +500局以上 前年度実績値 +1,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +500局未満	前年度実績値 未満
(2) 5G基盤展開率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(3) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価	前年度実績値を上回っているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

		のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。		
--	--	-------------------------	--	--

付表2 総合通信局ごとの基準

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +204局超	前年度実績値 +102局以上 前年度実績値 +204局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +102局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値 +167局超	前年度実績値 +84局以上 前年度実績値 +167局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +84局未満	前年度実績値 未満
関東	前年度実績値 +92局超	前年度実績値 +46局以上 前年度実績値 +92局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +46局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 +62局超	前年度実績値 +31局以上 前年度実績値 +62局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +31局未満	前年度実績値 未満

北陸	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +18局以上 前年度実績値 +35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +18局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 +73局超	前年度実績値 +36局以上 前年度実績値 +73局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +36局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 +68局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +68局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値 +86局超	前年度実績値 +43局以上 前年度実績値 +86局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +43局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 +56局超	前年度実績値 +28局以上 前年度実績値 +56局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +28局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +136局超	前年度実績値 +68局以上 前年度実績値	前年度実績値 以上 前年度実績値	前年度実績値 未満

		+136局以下	+68局未満	
沖縄	前年度実績値 +21局超	前年度実績値 +10局以上 前年度実績値 +21局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +10局未満	前年度実績値 未満

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 5G高度特定基地局の数	計画値+1,000局超	計画値以上 計画値+1,000局以内	計画値-1,000局以上 計画値未満	計画値-1,000局未満
(2) 5G基盤展開率	計画値+1%超	計画値以上 計画値+1%以内	計画値-1%以上 計画値未満	計画値-1%未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

付表2 総合通信局ごとの基準

評価項目	評価及びその基準
------	----------

	S	A	B	C
北海道	計画値+204局超	計画値以上 計画値+204局以内	計画値-204局以上 計画値未満	計画値-204局未満
東北	計画値+167局超	計画値以上 計画値+167局以内	計画値-167局以上 計画値未満	計画値-167局未満
関東	計画値+92局超	計画値以上 計画値+92局以内	計画値-92局以上 計画値未満	計画値-92局未満
信越	計画値+62局超	計画値以上 計画値+62局以内	計画値-62局以上 計画値未満	計画値-62局未満
北陸	計画値+35局超	計画値以上 計画値+35局以内	計画値-35局以上 計画値未満	計画値-35局未満
東海	計画値+73局超	計画値以上 計画値+73局以内	計画値-73局以上 計画値未満	計画値-73局未満
近畿	計画値+68局超	計画値以上 計画値+68局以内	計画値-68局以上 計画値未満	計画値-68局未満
中国	計画値+86局超	計画値以上 計画値+86局以内	計画値-86局以上 計画値未満	計画値-86局未満
四国	計画値+56局超	計画値以上 計画値+56局以内	計画値-56局以上 計画値未満	計画値-56局未満
九州	計画値+136局超	計画値以上 計画値+136局以内	計画値-136局以上 計画値未満	計画値-136局未満
沖縄	計画値+21局超	計画値以上 計画値+21局以内	計画値-21局以上 計画値未満	計画値-21局未満

3-4 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、別紙2の一（6GHz以下の周波数帯）の4（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙5

総務省令⁴²に規定する事項に係る評価の基準

総務省令⁴¹に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 総務省令⁴¹に規定する事項

総務省令⁴¹に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価項目	評価	評価の基準
①5G基地局におけるインフラシエアリング	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	インフラシエアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。
	c	インフラシエアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。
	d	インフラシエアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
②安全・信頼性の確保 ⁴³	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	過去の経験等を踏まえ、一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られる。
	c	一定の取組はあるものの、前年度に比べて改善が見られない。
	d	十分な取組が行われていない。
③データトラヒック	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	c	トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	d	トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない。

⁴² 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

⁴³ 災害対策、通信障害対策、セキュリティ対策をいう。

④電波の割当てを受けていない者等（MVNO ⁴⁴⁾ に対するサービス提供	a	bに加えて、MVNOへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。
	b	MVNOへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。
	c	MVNOへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。
	d	MVNOへの提供を全く行っていない。
⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	a	bに加えて、5Gの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。
	b	実用化に積極的に取り組んでいる。
	c	実証段階に留まっている。
	d	自社として具体的な取組が行われていない。

2 総合的な評価

総合的な評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

⁴⁴ MNO（電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者をいう。）の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者をいう。